

【氏名】黒田 友哉

【所属大学院】（助成決定時）慶應義塾大学大学院

【研究題目】

欧州原子力共同体(ユーラトム)をめぐるフランス外交—海外領土の加入を中心に—

【研究の目的】

本研究は、原子力分野での統合成立期において、加盟国の植民地をヨーロッパに加入させるユーラフリック原子力共同体構想の変遷をその他の選択肢の変遷と同時に分析することで、戦後欧州統合史に新たな視角を提示することを目的としている。

従来、原子力分野での欧州統合を実現したユーラトム成立過程の研究において、ヨーロッパとアフリカの統合を企てたユーラフリック構想については、ほとんど扱われてこなかった。しかし、戦後国際関係の中での欧州統合の形成過程を概観するにあたり、冷戦のみならず、脱植民地化に制約を受けるユーラフリック構想の変遷を検討することで、本研究は、複眼的な研究に寄与する潜在性を秘めている。本研究の学術的意義はこの点にある。

また本研究の社会的意義も、今日、東アジア共同体の議論が高まりを見せる中で、その意義を増加させている。わが国が主体的に東アジア共同体の進路を考えるにあたり、統合ヨーロッパの歴史的発展過程は、貴重な鏡の役割を果たすであろう。鏡としての機能をよりよく果たすには、脱植民地化戦略を検討に入れた統合欧州の変遷に対する複眼的理解が必要だと思われる。

【研究の内容・方法】

内容

平和利用を目的とした原子力の超国家機構による管理を欧州6カ国(仏独伊、ベネルクス)が定めた欧州原子力共同体設立条約は、1957年3月25日に調印された。同共同体の交渉過程で、フランス国内では、ヨーロッパとアフリカを包含したユーラフリック共同体構想の一つとして、フランス・ベルギー等の持つ海外領土の原子力共同体への加入が検討されていた。そして、同条約調印時には、一部の特惠的例外措置を除き、6カ国の海外領土は、同条約の適用範囲にあった。

この過程において、アクターとしては中心的な役割を果たしたフランス、構想としてはユーラフリック原子力構想に特に焦点を充て、ユーラトム成立の要因を明らかにした。

方法：外交史アプローチ

・この目的を達成するため、外交史のアプローチに基づいて研究を進めた。その際、海外領土を管轄する海外フランス省、外務省、経済財政省文書などのフランスの政府史料、また欧州統合問題を専門的に検討するために設けられていた「閣議」にあたる省間委員会事務総局史料、首相、閣僚、官僚の個人史料を中心に閲覧した。

・ただし、このようなフランス側の史料が、質量共にイギリス、アメリカ、ドイツの公文書館所蔵の一次史料と比べて、見劣りすることはよく示唆されることである。そのため、この問題に対しては、本研究が、アメリカ政府、イギリス政府、ドイツ政府、その他(在フィレンツェ欧州研究大学院の持つ文書館、ローザンヌにあるジャン・モネ財団文書館等)の史料を参照することで、質量両面において補った。

【結論・考察】

ユーラトムは、ローマ条約調印の時点で、原子力の純粋な平和利用でもなければ、軍事利用のための機関でもない曖昧な存在となった。フランスは自国の軍事利用を制限しない利点を獲得したものの、六カ国共同のウラン濃縮計画を母体としたユーラトムの軍事化も果たせない役に立たない機関となった。フランスは以前からむしろ核兵器開発に力を入れており、軍事利用の観点から判断すれば、ユーラトムはフランスにとって望ましい帰結とはならなかった。

一方、ユーラトムは、フランスと海外領土の関係において一定の成果をもたらしたと再評価できる。メッシーナ会議以降再出発した統合欧州は、脱植民地化の中で、海外領土との中長期的互惠関係模索を目指す原子力版ユーラフリック秩序構想と一体化し推進されたのである。条約調印の時点で海外領土はユーラトムに統合され、ユーラフリック共同市場とともに脱植民地化対応戦略遂行の政治的・心理的道具として作用した。ユーラフリック秩序実現を目標に抱く首相モレにとって、ユーラフリック共同市場構想の実現が条約調印間際まで難航していた中、原子力版ユーラフリック構想がスエズ危機の高まりを機に収斂を見せ、「保険」として機能していたことは、大きな収穫であった。